



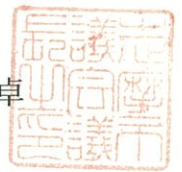
志摩市議会訓令第 1 号

庁 中 一 般

志摩市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 4 月 1 日

志摩市議会議長 濱 口 卓



志摩市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する訓令

志摩市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程(令和4年志摩市議会訓令第1号)を次のように改正する。

第3条第5号中「第19条の4第1項第5号」を「第19条の4第1項第4号」に改め、同条第16号中「第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号」を「第201条の2第1項に規定する被保険者番号等」に改める。

附 則

この訓令中第3条第16号の改正規定は全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和5年法律第31号)第14条の規定の施行の日から、第3条第5号の改正規定は出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律(令和6年法律第59号)の施行の日から施行する。